

諮 問 書

10 総用送第 296 号
平成 22 年 12 月 7 日

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



社会的要請型総合評価一般競争入札の参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第 16 条第 3 項の規定により諮問します。

記

| | |
|---|--|
| 諮問案件 | 江戸川区立松江小学校改築工事に伴う電気・空調・給排水工事における入札参加資格 |
| 別紙のとおり、江戸川区立松江小学校改築工事に伴う電気・空調・給排水工事における入札参加資格に関し意見を聴取します。 | |

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

電気工事入札参加資格（案）

次の要件に該当する単独企業又は特定建設工事共同企業体とします。

| 項目 | 詳細 |
|--------------|---|
| (1) 地方自治法施行令 | 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。 |
| (2) 建設業許可 | 「電気工事業」の特定建設業許可を受けている単独企業又は2者若しくは3者の特定建設工事共同企業体であること。 |
| (3) 工事成績 | 入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。 |
| (4) 指名停止 | 申込時点において、江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。 |
| (5) 経営状況 | 経営不振の状態（会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営できない状況。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。 |
| (6) 業者登録 | 単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が江戸川区建設工事等指名業者登録名簿に「電気工事」を申込業種として登録していること。 |
| (7) 参加形態 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>①江戸川区内に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独企業の場合には、平成21・22年度江戸川区電気工事格付（以下「区電気格付」という。）Aの者であること。2者による特定建設工事共同企業体の場合には、共に区電気格付Aの者であること。3者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者は区電気格付Aの者であり、第2・第3順位者は区電気格付B以上の者であること。 ・ 特定建設工事共同企業体における出資比率は、第1順位者が構成員中最大とし、2者の第2順位者にあっては30%以上、3者の第2・第3順位者は20%以上（ただし、第2・第3順位者が区電気格付Bの場合は20%とする。）であること。 </div> <div style="width: 45%;"> <p>②江戸川区外に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独企業の場合には、平成22年度東京都電気工事格付（以下「都電気格付」という。）Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,200点以上の者であること。2者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が都電気格付Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,200点以上であり、第2順位者が区電気格付Aの者であること。3者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が都電気格付Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,200点以上であり、第2・第3順位者は区電気格付B以上の者であること。 ・ 特定建設共同企業体における出資比率は、第1順位者が構成員中最大とし、2者の第2順位者にあっては30%以上、3者の第2・第3順位者は20%以上（ただし、第2・第3順位者が区電気格付Bの場合は20%とする。）であること。 </div> </div> |

| 項目 | 詳細 |
|---------------------------------|---|
| (8) 技術者の選任 | <p>単独企業の場合には、本事業に専任の監理技術者を選任できること。特定建設共同企業体の場合には、第1順位者が本事業に専任の監理技術者を選任でき、第2・第3順位者が本事業に専任の監理技術者又は専任の主任技術者を選任できること。</p> |
| (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況 | <p>入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。</p> |
| (10) 下請代金支払遅延等防止法の遵守状況 | <p>入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。</p> |
| (11) 建設業法の遵守状況 | <p>入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止命令歴がないこと。</p> |
| (12) 労働基準法等の遵守状況 | <p>入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。</p> |

空調工事入札参加資格（案）

次の要件に該当する単独企業又は特定建設工事共同企業体とします。

| 項目 | 詳細 | |
|--------------|---|---|
| (1) 地方自治法施行令 | 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。 | |
| (2) 建設業許可 | 「管工事業」の特定建設業許可を受けている単独企業又は2者若しくは3者の特定建設工事共同企業体であること。 | |
| (3) 工事成績 | 入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。 | |
| (4) 指名停止 | 申込時点において、江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。 | |
| (5) 経営状況 | 経営不振の状態（会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営できない状況。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。 | |
| (6) 業者登録 | 単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が江戸川区建設工事等指名業者登録名簿に「空調工事」を申込業種として登録していること。 | |
| (7) 参加形態 | <p>①江戸川区内に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独企業の場合には、平成21・22年度江戸川区空調工事格付（以下「区空調格付」という。）Aの者であること。2者による特定建設工事共同企業体の場合には、共に区空調格付Aの者であること。3者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者は区空調格付Aの者であり、第2・第3順位者は区空調格付B以上の者であること。 特定建設工事共同企業体における出資比率は、第1順位者が構成員中最大とし、2者の第2順位者にあっては30%以上、3者の第2・第3順位者は20%以上（ただし、第2・第3順位者が区空調格付Bの場合は20%とする。）であること。 | <p>②江戸川区外に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独企業の場合には、平成22年度東京都空調工事格付（以下「都空調格付」という。）Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,000点以上の者であること。2者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が都空調格付Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,000点以上であり、第2順位者が区空調格付Aの者であること。3者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が都空調格付Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,000点以上であり、第2・第3順位者は区空調格付B以上の者であること。 特定建設共同企業体における出資比率は、第1順位者が構成員中最大とし、2者の第2順位者にあっては30%以上、3者の第2・第3順位者は20%以上（ただし、第2・第3順位者が区空調格付Bの場合は20%とする。）であること。 |

| 項目 | 詳細 |
|---------------------------------|--|
| (8)、空調工事、給排水衛生工事の同時入札参加の制限 | 江戸川区立松江小学校改築事業に伴う空調工事と給排水衛生工事は、併せて入札参加申込はできないものとする。 |
| (9)技術者の選任 | 単独企業の場合には、本事業に専任の監理技術者を選任できること。特定建設共同企業体の場合には、第1順位者が本事業に専任の監理技術者を選任でき、第2・第3順位者が本事業に専任の監理技術者又は専任の主任技術者を選任できること。 |
| (10)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。 |
| (11)下請代金支払遅延等防止法の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。 |
| (12)建設業法の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止命令歴がないこと。 |
| (13)労働基準法等の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。 |

給排水工事入札参加資格（案）

次の要件に該当する単独企業又は特定建設工事共同企業体とします。

| 項目 | 詳細 | |
|--------------|--|--|
| (1) 地方自治法施行令 | 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。 | |
| (2) 建設業許可 | 「管工事業」の特定建設業許可を受けている単独企業又は2者若しくは3者の特定建設工事共同企業体であること。 | |
| (3) 工事成績 | 入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。 | |
| (4) 指名停止 | 申込時点において、江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。 | |
| (5) 経営状況 | 経営不振の状態（会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、手形又は小切手が不渡りになった等、正常な企業活動が運営できない状況。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。 | |
| (6) 業者登録 | 単独企業又は特定建設工事共同企業体の全構成員が江戸川区建設工事等指名業者登録名簿に「給排水衛生工事」を申込業種として登録していること。 | |
| (7) 参加形態 | <p>①江戸川区内に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独企業の場合には、平成21・22年度江戸川区給排水衛生工事格付（以下「区給排水格付」という。）Aの者であること。2者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が区給排水格付Aの者であり、第2順位者は区給排水格付B以上の者であること。3者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が区給排水格付Aの者であり、第2・第3順位者は区給排水格付B以上の者であること。 特定建設工事共同企業体における出資比率は、第1順位者が構成員中最大とし、2者の第2順位者にあっては30%以上、3者の第2・第3順位者は20%以上（ただし、第2・第3順位者が区給排水格付Bの場合は20%～35%とする。）であること。 | <p>②江戸川区外に本店を置く者</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独企業の場合には、平成22年度東京都給排水衛生工事格付（以下「都給排水格付」という。）Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,000点以上の者であること。2者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が都給排水格付Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,000点以上であり、第2順位者が区給排水格付B以上の者であること。3者による特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が都給排水格付Aの上位100社以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が1,000点以上であり、第2順位・第3順位者は区給排水格付B以上の者であること。 特定建設共同企業体における出資比率は、第1順位者が構成員中最大とし、2者の第2順位者にあっては30%以上、3者の第2・第3順位者は20%以上（ただし、第2・第3順位者が区給排水格付Bの場合は20%～35%とする。）であること。 |

| 項目 | 詳細 |
|----------------------------------|--|
| (8) 給排水衛生工事、空調工事の同時入札参加の制限 | 江戸川区立松江小学校改築事業に伴う給排水衛生工事と空調工事は、併せて入札参加申込はできないものとする。 |
| (9) 技術者の選任 | 単独企業の場合には、本事業に専任の監理技術者を選任できること。特定建設共同企業体の場合には、第1順位者が本事業に専任の監理技術者を選任でき、第2・第3順位者が本事業に専任の監理技術者又は専任の主任技術者を選任できること。 |
| (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。 |
| (11) 下請代金支払遅延等防止法の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。 |
| (12) 建設業法の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止命令歴がないこと。 |
| (13) 労働基準法等の遵守状況 | 入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。 |

答 申 書

平成 22 年 12 月 10 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



平成 22 年 12 月 7 日付け、10 総用送第 296 号で諮問のあった江戸川区立松江小学校改築工事に伴う電気・空調・給排水工事における入札参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 諮問のあった 案 件 名 | 江戸川区立松江小学校改築工事に伴う電気・空調・給排水工事における入札参加資格 |
| 審議結果・ 答申内容 | 江戸川区立松江小学校改築工事に伴う電気・空調・給排水工事における入札参加資格の設定は、適切であると認めます。 |